大桑村空き家対策協力事業者登録制度要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、村内にある空き家の活用及び流通を促進し、人口減少抑制及び地域の活性化を図るため、空き家対策協力事業者（以下「協力事業者」という。）を村内外から募集、登録し、登録内容を空き家所有者に提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　空き家　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第２条第１項の規定による空家等で、村内に所在するものをいう。

（２）　宅地建物取引業者　宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する事業者のことをいう。

（登録要件等）

第３条　協力事業者として登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、制度の趣旨を十分に理解したうえで、村と共同して空き家対策を推進していく意思を有しなければならない。

（１）　宅地建物取引業者であり、次のいずれかに該当すること。

ア　長野県宅地建物取引業協会中信支部の会員であること。

イ　長野県宅地建物取引業協会南信諏訪支部の会員であること。

ウ　岐阜県宅地建物取引業協会東濃支部の会員であること。

エ　アからウまでに掲げる支部以外の宅地建物取引業協会及び支部の会員で、業として、木曽郡内の宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又はその売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の経験のある者

（２）　申請日から起算して過去１年以内に法に基づく指示処分若しくは業務停止処分又は免許取消処分を受けていないこと。

（３）　代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（申請）

第４条　申請者は、空き家対策協力事業者登録申請書（様式第１号）を村長に提出するものとする。

２　村長は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家対策協力事業者登録完了通知書（様式第２号）により申請者に通知するとともに、空き家対策協力事業者台帳（様式第３

号。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

（登録期間）

第５条　台帳への登録期間は、登録日から法第３条第１項に規定する免許（以下「免許」という。）の有効期間までとする。

（登録内容の変更）

第６条　協力事業者は、登録内容に変更があった場合又は免許の更新をした場合は空き家対策協力事業者登録内容変更届出書（様式第４号）を村長に届け出なければならない。

２　村長は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家対策協力事業者登録内容変更通知書（様式第５号）により届出者に通知するとともに、台帳の更新を行う。

（台帳の提供）

第７条　村は、村長が別に定める大桑村空き家情報バンクに空き家の登録を行う所有者に対し、台帳の内容を提供することができる。

（登録の取消し）

第８条　村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業者の登録を台帳から抹消するとともに、空き家対策協力事業者登録取消通知書（様式第６号）により協力事業者に通知するものとする。

（１）　協力事業者が宅地建物取引業者でなくなったとき。

（２）　協力事業者が法に基づく指示処分若しくは業務停止処分又は免許取消処分を受けたとき。

（３）　登録の有効期間が満了したとき。

（４）　空き家対策協力事業者登録辞退届出書（様式第７号）を提出したとき。

（５）　その他村長が適当でないと認めたとき。

（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、令和８年８月１日から施行する。